

卒業の認定

1. 学則第 11 条に規定する授業科目のすべての単位を修得したものについて卒業の認定を行う
2. 卒業の認定は、学院運営会議で行う。

卒業の要件

1. 卒業が認定されるためには、学院に 3 年以上在学し、所定の単位数を修得しなければならない。
2. 欠席日数が出席すべき日数の 3 分の 1 を超えるものについては、原則として卒業を認めない。
3. 本学院における授業科目はすべて必修である。学則別表（第 11 条 12 条関係）参照

修得単位数	
1) 基礎分野	14 単位
2) 専門基礎分野	22 単位
3) 専門分野	68 単位
合計	104 単位